⑶　別紙⑶は、次の様式により記載すること（ア及びウは認定の申請又は認定の変更の申請若しくは届出の場合に限つて記載すること。）。

ア　議決権の総数

区分			株式数(株)	議決権の数(個)
発行済株式(A)	無議決権株式(B)			
	議決権制限株式(C)			
	完全議決権株式	自己保有株式(D)		
		相互保有株式(E)		
		特定外国株式(F)		
		その他(G)		
	単元未満株式(H)			
総数(I)				
備考		１単元の株式数		

（注１）　最近日現在の議決権（株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別表において同じ。）の状況について記載すること。

（注２）　(A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

（注３）　(B)の欄には、会社法第108条第１項第３号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式（同法第189条第１項に定める、単元株式数に満たない数の株式（以下この別表において「単元未満株式」という。）を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。）の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない。

（注４）　(C)の欄には、会社法第108条第１項第３号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式（単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。）の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。

（注５）　(D)の欄には、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式（単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。）のうち、会社法第308条第２項の規定により議決権を有しない株式（以下この別表において「自己保有株式」という。）の総数を記載すること。

（注６）　(E)の欄には、完全議決権株式のうち、会社法第308条第１項及び会社法施行規則第67条第１項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式（以下この別表において「相互保有株式」という。）について、総数を記載すること。

（注７）　(F)の欄は、法第116条第１項又は第２項の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否した株式の数を記載すること。

（注８）　(G)の欄には、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。

⑶　別紙⑶は、次の様式により記載すること。

ふりがな 氏名又は名称	住所	職業	議決権の総数に対する議決権の比率	備考
			％	

（注１）　議決権の総数に対する議決権の比率が100分の１以上の者（株式会社にあつては出資者、特定非営利活動法人、一般社団法人及び公益社団法人にあつては社員、一般財団法人及び公益財団法人にあつては評議員）について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載すること。

（注２）　設立中の法人にあつては、（注１）によるほか、発起人全員について記載すること。

（注３）　増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の１以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。

（注４）　法人にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

（注５）　住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

（注６）　職業の欄は、法人にあつては「何事業」、個人にあつては「何㈱㈹専務（常）」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人の代表権を有する役員については役名の前に「㈹」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

（注７）　備考の欄は、次の事項を記載すること。

㋐　出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類

㋑　発起人又は発起人代表であるときはその旨

㋒　日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨

㋓　出資の予定のものについてはその旨